

講義レジュメ：国社研

担当講師：九州共立大学 古市 勝也

内容・テーマ

担当期日：平成 27 年 8 月 5 日：14:00～15:30

(生涯学習論) 講義「学習成果の評価と活用」

「はじめに」にあたって ～教育界の動向～

1) 「教育再生実行会議」の提言

第 2 次安倍晋三が教育改革を提言するため、平成 25 (2013) 年 1 月に首相官邸に諮問会議として設置した。

平成 25 年 2 月 26 日には「いじめの問題等への対応について」(第 1 次提言)。

平成 25 年 4 月 15 日には「教育委員会制度等の在り方について」(第 2 次提言)。

平成 25 年 5 月 28 日には「これからの大学教育等の在り方について」(第 3 次提言)。

平成 25 年 10 月 31 日には「高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方について」(第 4 次提言)。

平成 26 年 7 月 3 日には「今後の学制等の在り方について」(第 5 次提言)。

平成 27 年 3 月 4 日には『学び続ける』社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について」(第 6 次提言)。

平成 27 年 5 月 14 日には「これからの時代に求められる資質・能力と、それを培う教育、教師の在り方について」(第 7 次提言)。

出典：「教育再生実行会議」「首相官邸 政策会議」2015 年 6 月 11 日、
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaisei/teigen.html>

2) 社会教育行政の今後の役割 ～課題解決・地域づくりに資する社会教育行政～

* 地方分権と住民自治を進める中での社会教育の役割

<現状>

地域課題：少子化・高齢化、経済低迷等の社会的課題に起因する解決困難な様々な地域的課題が存在：(地域防災・防犯、環境、雇用、医療、家庭の支援、学校の支援等々)

<行政対応の現状>

これらの課題に対し、様々な行政部局が各分野で対策を講じるが、複雑・複合化する課題、縮小する行政組織の中で、行政の特定分野のみの取組では効果が薄く、持続可能ではない。

<社会教育行政の役割>

- * 行政・住民協働による個々の課題解決の取組を進める中で、学び(知識、ノウハウ、アイデア等)が必要な部分や住民の意識・行動変容について、支援することが社会教育に求められる役割である。
- * その学びの支援のため、連携することが効果的な地域の関係主体、機関等とネットワークを結ぶ役割も必要。

I、法・答申等に見る学習成果の評価・活用の方向

(1) 教育基本法 2006（平成18）年12月

（教育の目標）

第2条-3 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと

（生涯学習の理念）

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

（社会教育）

第12条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

(2) 「生涯学習の動向」－「学習者の拡大」から「成果の活用」へ～、

～「学習の成果」を「公共」へ～、～学習の「個人への貢献」「社会への貢献」～

中央教育審議会「新しい時代を切り拓く生涯学習振興方策について 一知の循環型社会の構築を目指して 一」答申：平成20年2月19日

*「知の循環型社会の構築」・学習によって得られた様々な経験や知識等が社会の中で循環し、学習した成果が社会に還元される仕組み。

(3) 中央教育審議会「第2期教育振興基本計画について」（答申）平成25年4月25日

「第2部 今後5年間に実施すべき教育上の方策」「I 四つの基本的方向性に基づく方策」の「1、社会を生き抜く力の養成」の「(4) 生涯の各段階を通じて推進する取組」

成果目標3（生涯を通じた自立・協働・創造に向けた力の修得）p64

社会を生き抜く上で必要な自立・協働・創造に向けた力を生涯を通じて身に付けられるようにする。

このため、個々人の直面する課題や社会の多様な課題に対応した質の高い学習機会等を充実するとともに、学習成果が広く社会で活用されるようにする。

（*力の例：思考力や課題解決力、健康や豊かな人間性、社会性や公共性）

[成果指標]

- ① 現代的・社会的な課題に対応した学習を行った人の割合の増加
- ② 体験活動・読書活動の実施状況等の改善
 - ・体験活動を行う児童生徒等の数の増加

- ・全校一斉の読書活動を実施する学校の」割合の増加
- ・市町村における「子ども読書活動推進計画」の策定率の増加
- ③ 学習成果の活用状況の改善
 - ・身に付けた知識・技術や経験を生かしている人の割合の増加
 - ・青少年の体験活動の成果に対する評価・顕彰の仕組みに参加した青少年の数の増加
- ④ 民間教育事業者等における学習の質の保証・向上に向けた取組状況の改善
 - ・情報公開・自己評価等を実施している民間教育事業者等の割合の増加

<5年間ににおける具体的方策>

基本施策 11 現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進

[基本的考え方]

- 個々人が、社会の中で自立して、他者と連携・協働しながら、生涯にわたって生き抜く力や地域の課題解決を主体的に担うことができる力を身に付けられるようにする。
- このため、現代的・社会的な課題に対応した学習や、様々な体験活動及び読書活動が主体的な実践につながるよう、各学校や公民館、図書館等の社会教育施設による提供のみならず、一般行政や民間等の多様な提供主体とも連携して、推進する。
- 現代的、社会的な課題に対して地球的な視野で考え、自らの問題として捉え、身近なところから取り組み、継続可能な社会づくりの担い手となるよう一人一人を育成する教育（持続発展教育：ESD）を推進する。

[現状と課題]

- 現代的・社会的な課題に対応した学習に関しては、これまで、個人や住民同士による主体的な学習活動や実践を基本としつつ、行政としては、特に、政府がその推進のための計画等を策定している男女共同参画に資する学習や消費者教育、環境教育、防災に関する学習、さらには、ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）が提唱する持続発展教育（ESD）などに関する支援等を行ってきた。
- 公民館等の社会教育関係施設において、行政が提供する学級・講座等の学習機会は増加している（507, 289件（平成7年度間）→818, 198件（平成22年度間））が、その内容は、趣味・教養に関するものが大半を占めている。
- しかしながら、自立した個人とコミュニティを形成するためには、趣味・教養に関する学習や一方的な知識の伝達にとどまらず、国・地方公共団体の関係する部署や大学、民間企業、民間団体等と連携・協働しつつ、学習活動を通じて、個人や地域の課題解決を住民自ら主体的に行っていくという機運と市民意識を醸成し、具体的な実践につなげていくことが必要である。
- また、家庭や学校において、未来の有権者たる子供たちに、主権者として国や社会の問題を自分の問題として意識し、自ら考え、自ら判断し、行動する力を育成する実践的な取組を通じて、社会参画を促すとともに、国家・社会の責任ある形成者としての

自覚を育むことが求められる。現状においては、政治や司法への参加に係る教育、消費者教育、道徳教育などの内容を「シティズンシップ教育」として推進している例や、地域の選挙管理委員会と連携しても模擬授業を実施している例などが小・中・高等学校で見られるところがあり、各地で創意工夫を生かした取組が進められることが期待される。

- さらに、子どもの頃の「自然体験活動」や「友達との遊び」といった体験活動の機会が豊富な人ほど、大人になってからの「意欲・関心」「規範意識」などが高い傾向にあるという調査結果があり、体験活動は社会を生き抜くための力を身に付ける上で重要な方策の一つと言える。他方で、自然体験活動を行ったことのない青少年が、近年増加していることも明らかとなっていることから、より一層、青少年の体験活動を推進していく必要がある。また、読書活動も、感性を磨き、個人の自立の基盤をつくるなど、社会を生き抜くための力を身に付ける上で重要な方策であり、読書活動の推進を図っていく必要がある。
- 加えて、「国連持続可能な開発のための教育の10年」の最終年である平成26年に日本において開催される「持続発展教育（ESD）に関するユネスコ世界会議」の成果を踏まえ、ユネスコスクールの実施等により、持続発展教育（ESD）を生涯の各段階を通じてより一層推進することが求められている。

[主な取組]

1 1 - 1 現代的・社会的な課題等に対応した学習の推進

・ 男女共同参画社会の形成の促進、人権、環境保全、消費生活、地域防災・安全、スポーツ等について、各分野の基本計画等に基づき、学習機会の充実を促進する。

また、学習の成果を地域参画・社会貢献につなげていく観点からも、社会の形成者たる主催者としての自覚と社会参画の力を育む学習、地域の中で自立した高齢期を送るとともに、これまでの人生での豊かな経験や知識・技能を生かすための学習などの機会の充実を促進するとともに、多様な主体の連携・協働による地域課題の解決に向けた取組を促進する。さらに、ユネスコスクールの質量両面における充実等を通じ地球規模での持続可能な社会の構築に向けた教育（持続発展教育：ESD）を促進する。

1 1 - 2 様々な体験活動及び読書活動の推進

・ 学校や青少年教育施設等において、関係行政機関や民間団体等とも連携し、自然体験やボランティア活動を含めた社会体験、国際交流体験など、特に青少年を対象とした様々な体験活動を推進する。また、「子どもの読書活動の推進に関する基本計画」等に基づいた、全校一斉の読書活動や公立図書館と学校の連携の推進、子どもの読書活動の重要性などに関する普及啓発等を通じた子どもの読書活動を推進する。

基本施策 12 学習の質の保証と学習成果の評価・活用の推進

[基本的な考え方]

- 学習者が、安心して、質の高い学習を行うことができ、また、その学習の成果が評価され、社会が幅広く通用するための環境を構築する。
- このため、多様な主体が提供する学習機会の質保証・向上を推進するとともに、修得した知識技術を評価し、その成果を広く活用する仕組み等を構築する。

[現状と課題]

- 変化の激しい社会を生き抜くために、全ての世代・全ての者が能動的・自発的に学習を行ない、能力を高め、その成果を実際の生活や地域社会等で生かすことができるよう、現在、行政のみならず、民間教育サービス事業者など社会全体で多種多様な学習機会が提供されている。
- しかしながら、学習者が安心して学ぶための学習機会の提供者自らによる質野保証の取組は、各事業者によって様々な状況にある。また、学習到達度やその明示化の手法が社会的に認知されているかどうかは、学習分野によって大きな差があるほか、学習成果を活用する場とのマテイングの環境の醸成についても、不十分なことが多い。
- このような中、基本施策7や9で掲げた各学校段階における質保証の仕組みの整備とともに、国際的には、ISO29990の認証開始など、民間教育サービス事業者の質の保証や学習成果の通用性の確保に向けた取組が急速に進められている。労働市場の流動化やグローバル化にある我が国社会においても、「知の循環型社会」の実現に向けた取組の強化が急務になっている。

[主な取組]

1 2-1 多様な主体が提供する学習機会の質の保証・向上の推進

・民間教育事業者による評価・情報公開に関するガイドラインの策定・普及やISO29990（非公式教育・訓練サービスに係る国際標準）（*）等の質の保証・向上の取組への支援など、生涯学習・社会教育分野における評価・情報公開等の仕組みを構築し、普及する。また、文部科学省認定社会通信教育の改善に向けた取組をさらに進めることにより、良質な学習機会の充実を図る。さらに、社会教育施設の質の向上に向けて、基本施策30-1に掲載した取組を進める。

* 非公式教育・訓練分野の学習サービス事業者むけに、事業者の学習サービスの品質向上を図ることを目的として、2010年9月に国際標準化機構（ISO）が発行した国際規格。

1 2-2 修得した知識・技能等を評価し評価結果を広く活用する仕組みの構築

・教育支援人材等の人材認証制度など、学習者の学習成果の評価・活用のための仕組みを構築する。また、民間検定試験実施事業等における自己評価・情報公開の取組を更に普及させることにより、検定試験等の社会的通用性を高める。さらに、国や関係機関において、青少年の体験活動の成果に対する評価・顕彰の仕組みの構築を図る。

1 2-3 ICTの活用による学習の質の保証・向上及び学習成果の評価・活用の推進

・デジタルコンテンツの実態に関する調査研究等を実施するとともに、その質の保証や

普及・奨励を図るための仕組みを構築し、平成26年度を目途に本格運用を開始する。また、民間団体と地方公共団体等が連携して実施するICTを活用した学習成果の評価や社会的通用性の向上に資する取組（eポートフォリオ、eパスポート）を支援し、その成果を普及する。

基本施策30 社会教育推進体制の強化

[基本的考え方]

- 地域における学習活動を、活力あるコミュニティ形成と絆づくりをはじめとする課題に、より積極的に貢献できるものとするのが重要である。
- このため、社会教育行政が、学校や家庭、まちづくり、福祉等の関係部局や、民間団体、大学等の地域の多様な主体と、より、積極的に連携を仕掛け、地域住民も一体となって協働して取組を進めていく「社会教育行政の再構築」を実施するための環境整備を図るとともに、地域の学びを支援する人材を育て、地域の学びの場をより質の高いものとするための取組を推進する。

[現状と課題]

- 社会教育は、地域住民同士が学びあい、教えあう相互学習等を通じて、教養の向上や健康の増進等を図り、人と人との絆を形成する役割を果たしてきた。社会を生き抜く力の養成や、絆づくりと活力あるコミュニティの形成等を進める上で、社会教育が果たすこのような役割は、ますます重要となっている。
- しかしながら、社会教育行政は、地域コミュニティの変質や、社会教育担当部局以外の関係部局、NPO、民間教育事業者、大学等の多様な主体による社会教育事業の展開、さらには社会教育の専門的職員の役割の変化に十分に対応できておらず、地方公共団体の財政状況の悪化や行財政改革の取組も相まって、地方公共団体の社会教育関係予算・職員は全体として減少傾向にある（社会教育費：25,608億円（平成11年）→16,409億円（平成22年）、社会教育主事：6,035人（平成11年）→2,518人（平成23年））。
- こうした状況の変化に対応できるよう、人材や施設、行政体制をはじめ、これまでの社会教育の在り方を見つめ直し、その推進体制を一層強化していく必要がある。

[主な取組]

30-1 社会教育推進体制の強化

- ・ 社会教育行政が関係部局、大学等、民間団体、企業等の様々な主体と自ら積極的に連携・協働しつつ、地域課題の解決に取り組んでいる先進的な地方公共団体を支援し、その優れた成果を全国へ普及することなどにより、「社会教育行政の再構築」を推進する。また、地域の多様な人材をつなげていく役割を果たす社会教育主事等の専門人材の役割や配置の見直し、脂質・能力の向上を図る。また、地域で活躍する教育支援人材等の人材認証制度の構築など、地域の学びうい支える人材の育成・活用に取り組む。

さらに、全ての社会教育施設の自己評価・情報公開が行われるよう促すなど、社会教育施設の運営の質の向上を図る。

[人材認証制度]：一定の学習や活動を経た人材の能力、経験等を第三者が客観的に認証等を行う仕組みを網羅して指す。例えば、自治体や大学等が実施している、〇〇支援士、〇〇学習士、〇〇コーディネーター、〇〇マイスター等の認証制度や講座受講による修了証の交付等を対象に想定しており、原則として法令に根拠のある資格、ある時点における知識・技能の到達度だけを認定する検定試験は含まない。出典：「人材認証制度のニーズ及びマッチングに関する調査研究概要」

[人材認証制度の事例]

環境学習支援士（志賀大学）、教育支援人材認証制度（一般社団法人教育支援人材認証協会）

II、「学習成果の評価と活用」の動向

（1）学習グループが地域を救う

- ・学習グループの多い地域ほど「子ども登校・下校指導組織が成立した」例
- ・趣味グループもすばらしい！自主学习グループを支援する
- ・育て、地域活動への案内をするのが社会教育主事
- ・地域の人々の「要求課題」から「必要課題」解決の案内役が社会教育主事

（2）学習者の求める3段階

第1段階：学びの仲間を求める＝「御学友」の会

学びグループを求める＝所属の欲求、居場所を求める

第2段階：学びの成果を認められたい＝承認の欲求、修了証、資格、単位、表彰、顕彰

「学習の成果を認められたい・・・認められた成果を活かしたい」へ

第3段階：成果の発表の場を求める＝自己実現・自己表現の欲求

＝指導者、企画者、報告・発表、報告書・出版

＝社会貢献、ボランティア

* 「学習社会」から「ボランティア社会」への発展

（2）今、社会教育行政が求められていること

- ・北九州市の事例から：連携講座を通して

第1段階：ボランティア養成120の地区「市民センター」、約5回シリーズで実施可能

第2段階：ボランティアコーディネート能力開発セミナーの実施

「基礎編」「中級編」「上級編」で「免許皆伝」

<成果>：①JR折尾駅前「夢広場」の開設：民間・手弁当・スポンサー

②小倉南ボランティア交流会の企画実施

③障がい者ボランティアの結成

第3段階：「市民カレッジを企画しよう」講座

- ・ グループ形成力・企画力がある人材の養成
- ・ 貸館化した7つの地区生涯学習センターを活用できる人材の養成

(3) 福岡県内市町の要請

- ①社会教育主事に匹敵する（任せられる）「企画力のある市民」の養成
 - ・ 社会教育主事と組める「地域コーディネーター」の育成
- ②企画力のある学習グループの養成

=人材育成塾、リーダー塾
- ③「人材バンク」から「企画グループバンク」の支援へ
- ④NPO 支援・協働も視野

2、学習成果の評価

(1) 学習評価

- ・ 学習した成果を学習目標に照らして、測定・価値判断
- ・ 学校教育：他者評価
- ・ 生涯学習領域の学習評価：自己評価が中心

(2) 学習成果の評価

- ①広義には学習評価と同じ意味
- ②平成3年4月の中央教育審議会答申が「修了証、認定証、単位、資格、免状、称号等」を取り上げた…学習成果の認定の意味に使われる
- ③学習者の申請に応じて行われる学習支援・学習支援サービス

山本恒夫の「学習成果の評価の三原則

- 1、評価からの自由の原則：学習成果の評価を求めるかどうかは学習者の自由である。強制的に行うものではなく、学習者の求めに応じて行うものである。
- 2、評価独立の原則：学習成果の評価は学習機会の提供、学習成果の活用から切り離して行うものである。学習成果の評価を求めない人もいるので、講座の閉会式等で終了証を交付しないようにして、学習機会から独立させることが望まれる。また、学習成果の評価と学習成果の活用は直接結びつくものではない。
- 3、人物評価排除の原則：学習成果の評価は学習した成果についての評価であるので、人物評価等は含めない

出典：山本恒夫「21世紀生涯学習への招待」協働出版、平成13年、pp111-112

3、学習成果の活用

- ①生活課題解決に活かす
 - ②自己の能力を活かして社会で活躍したい：キャリアアップ・キャリア活用
 - ③社会参加活動、社会貢献活動したい：「公共」に活かす
- <活用例>

- ①学習活動の継続・深化
- ②個人の家庭・日常生活の向上
- ③資格取得などのキャリアアップ
- ④地域の発展に活かす：講師、企画者、サポーター、アドバイザー、
：地域の学習素材デジタル化
- ⑤ボランティア活動：スポーツ救助隊（九女体＝九州女子大学体育科）、
：子ども居場所・放課後救助隊
：学習ボランティア「御学友」、「子ども見守隊」

4、学習成果の活用支援方策

- ① 行政の関係機関との連携による：教育、福祉、健康、観光、環境、農林漁業等々
 - ・ ボランティアの養成：ボランティア層の拡大
 - ・ コーディネーターの養成
 - ・ プロデューサーの養成：社会教育主事の分身
 - ・ ボランティアセンターの設立・活用

② 動く「人材バンク」の運営

動く人材バンクの仕組み

動かない人材バンクの仕組み

登録者に「所属」「承認」の欲求充足作用を導入する

登録者同士の学習会の奨励

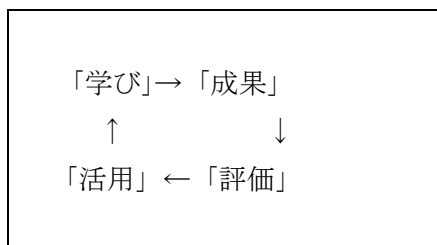
派遣先との相互学習会の奨励

コーディネーターの重要性：名誉職ではない！気配り職である！

③ 「企画グループバンク」の整備

5、学習成果の活用の課題

- ① 人々の学習要求の高度化・多様化に対応する学習成果の活用は・・・



* 学習成果を活用する側も、学習者も共に学び続ける！

参考文献

- 中央教育審議会答申「第2期教育振興基本計画」平成25年4月25日
- 浅井経子編著「生涯学習概論」―生涯学習社会への道― 理想社
- 山本恒夫編著「社会教育計画」 文憲堂